

地域社会のデジタル化に関連する地方財政措置

IoTを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラをはじめとする必要な施設等に対して地方財政措置を講じます。

▶ 普通交付税措置

電子自治体の推進に関する経費等について措置を講じています。

▶ 特別交付税措置

(1) 統合型地理情報システム（統合型GIS）導入における共用空間データ等の整備に要する経費

市町村が実施する、統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費等に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

（担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525）

(2) ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放送に要する経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

（担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525）

(3) ラジオ難聴解消対策に要する経費

① 民放ラジオ難聴解消支援事業（国庫補助）に該当しない事業で、ラジオ難聴解消対策に要する経費に0.3を乗じて得た額

② 民放ラジオ難聴解消支援事業（国庫補助）に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に0.5を乗じて得た額

（担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525）

(4) 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成に要する経費

市町村が実施する、地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じて得た額

（担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525）

(5) 携帯電話等エリア整備事業に要する経費

携帯電話等エリア整備事業（国庫補助）に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

（担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525）

(6) 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費

条件不利地域^{*1}において、市町村等^{*2}又は民間事業者等^{*3}が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち、市町村等が実質的に負担する額（収支赤字）に0.5^{*4}を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

※1 離島振興、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、辺地、特定農山村地域又は豪雪地帯を含む区域

※2 市町村若しくは一部事務組合等

※3 市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。

※4 離島向け維持管理補助（11ページ参照）の対象経費に係る市町村の地方負担については、0.8

（担当 情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758）

V 地方財政措置

(7)自治体クラウド導入に要する経費

複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のためのデータの移行等に要する経費^{*}に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

^{*}新たに自治体クラウドの導入に着手するものは対象外。

(担当 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室
03-5253-5364)

(担当 自治行政局地域情報化企画室

03-5253-5525)

(11)デジタル化の取組の中核を担う職員の育成に要する経費

地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に要する経費に0.7を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室

03-5253-5525)

(8)自治体行政のスマート化の実現のための取組に要する経費

①RPAの導入に要する経費^{*}に0.3（都道府県、市町村が協定の締結等をした上でRPA共同利用を行う場合は0.5）を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

^{*}地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの標準仕様が作成されている20分野を除く。

(担当 情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758)

②インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入に要する経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(担当 自治財政局調整課 03-5253-5619
自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室
03-5253-5546)

(9)CIO補佐官等としての外部人材の任用等に要する経費

市町村がCIO補佐官等として外部人材の募集又は任用等を行うための経費に0.7を乗じて得た額

(担当 自治行政局地域情報化企画室
03-5253-5525)

(10)都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費

都道府県や連携中枢都市等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費や市町村負担金等に0.7を乗じて得た額

▶地域活性化事業債〈地域情報通信基盤整備事業〉

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

(担当 自治行政局地域情報化企画室

03-5253-5525)

■充当率：90%

■元利償還金に対する交付税措置率：30%

(1)公共施設等を接続するネットワークの整備

対象：地方単独事業

内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの(庁内LANを除く)。

(2)条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業

内容：条件不利地域及び民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設の

V 地方財政措置

整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備。

(担当 消防庁消防・救急課 03-5253-7522)

■充当率：100%

■元利償還金に対する交付税措置率：70%

(3) 辺地共聴施設の改造事業

対象：地方単独事業

内容：地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。

(4) 地域衛星通信ネットワーク施設の整備

対象：地方単独事業

内容：LASCOMの地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。

(5) 地域情報拠点施設の整備

対象：地方単独事業

内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。

(6) 共同処理センターの整備

対象：地方単独事業

内容：共同処理センター（電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等）の整備。

(1) 防災行政無線

対象：地方単独事業

内容：アナログ方式の防災行政無線をデジタル化するものや、屋外スピーカー等と一体として戸別受信機の設置を行うもの、デジタル化された防災行政無線の機能強化を伴う更新等。

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526)

(2) 防災情報システム

対象：地方単独事業

内容：次の①～④に該当するシステムの整備又は機能強化を伴う更新。

①河川水位情報やドローンからの映像等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等を呼びかけるシステム

②被災者関連機能（被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付）、避難所関連機能（避難所の二重把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム

③災害情報伝達手段への一斉送信システム

④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526

消防庁防災課 03-5253-7525)

(3) 地域衛星通信ネットワーク

対象：地方単独事業

内容：第3世代システムの整備（一定の条件を満たす都道府県庁と都道府県内の全市町村を結ぶ一体的な整備。）。

(担当 消防庁防災情報室 03-5253-7526)

▶ 緊急防災・減災事業債

東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）が対象。

※対象事業についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照のこと。

V 地方財政措置

▶ その他の地方債

本施策集に掲載する一部の事業に係る地方負担分について、以下の地方債を起債することができます。対象については各事業のページをご参照ください。

(1) 公共事業等債

都道府県が地域デジタル基盤活用推進事業等の補助金を受けて実施する事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：90%
- 元利償還金に対する交付税措置率：22.2%

(2) 一般補助施設整備等事業債

市町村が地域デジタル基盤活用推進事業等の補助金を受けて実施する事業（国の公共予算に係るものは公共事業等債の対象）

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：75%
- 元利償還金に対する交付税措置率：なし

(3) 過疎対策事業債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の規定により公示された市町村が、同法第8条第1項の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する、電気通信に関する施設等の同法第14条第1項各号に規定する施設の整備事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：100%
- 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(4) 辺地対策事業債

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準

の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する、電気通信に関する施設等の同法第2条第2項各号に規定する公共的施設の整備事業

(本施策集に掲載する対象事業について)

- 充当率：100%
- 元利償還金に対する交付税措置率：80%

なお、地方債の起債にあたっては、地方債同意等基準等をご参照ください。